

福岡建築行政研究会 関係団体 様

福岡市住宅都市局建築指導部
建築物安全推進課長

福岡市建築基準法施行条例（警固断層に着目した建築物の耐震対策）について（依頼）

日頃より、福岡市の建築行政にご協力いただきありがとうございます。

福岡市では、警固断層帯南東部に着目し、長期的な視点に立って耐震性能を強化した建築物の建築を誘導するため、福岡市建築基準法施行条例第6条の2（中高層の建築物の構造耐力）において、一定の区域で、新たに新築・改築する高さ20メートルを超える建築物は、設計地震力の地域係数の数値に1.25を乗じた（ $Z=1.0$ ）とするよう努力規定を設けており、下記のとおり、建築計画概要書に該当建物であるか否かとともに、規定による構造計算を行った場合はその旨を記載することを定めております。

しかしながら先般、その記載が一部の案件で漏れているものが散見されますことから、改めて建築確認申請の際は記載内容を確認していただくようお願いいたします。

記

<建築計画概要書への記載例>

第三号様式の建築計画概要書【20. その他必要な事項】に以下のとおり記入する。

	該当建物	$\times 1.25$	記載例
ケース①	×	×	（何も記入しない）
ケース②	×	○	市条例第6条の2第1項による構造計算を行うよう努めるべき建築物でないが、規定の構造計算を行った
ケース③	○	×	市条例第6条の2第1項による構造計算を行うよう努めるべき建築物
ケース④	○	○	市条例第6条の2第1項による構造計算を行うよう努めるべき建築物で、規定の構造計算を行った

※ 第三号様式に記載するためには、第二号様式の確認申請書（建築物）（第三面）【20. その他必要な事項】に記載すれば、第三号様式に転記される。

<お問い合わせ先>

福岡市住宅都市局建築指導部建築物安全推進課 耐震化促進係 TEL092-711-4580